本号で公布された法令のあらまし

◇年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（政令第二四八号）（厚生労働省）

1　金融事業者の子法人については、一の金融事業者が株主等の議決権の総数の一〇〇分の五〇を超える数の議決権を保有する法人等とすることとした。（第二条関係）

2　利害関係金融事業者については、年金積立金管理運用独立行政法人と契約を締結している金融事業者、契約の申込みをしている金融事業者及び契約の申込みをしようとすることが明らかである金融事業者とすることとした。（第三条関係）

3　求職の承認を得ようとする管理運用法人役職員は、氏名等を記載した申請書等を任命権者に提出しなければならないものとすることとした。（第四条関係）

4　任命権者は、求職の承認の申請があった場合において、業務の公正性を確保するために必要があると認めるときは、求職の承認に際し必要な条件を付することができ、その条件に違反したときは、求職の承認を取り消すことができるものとすることとした。（第五条関係）

5　依頼等の承認を得ようとする金融事業者再就職者は、氏名等を記載した申請書を理事長に提出しなければならないものとすることとした。（第六条関係）

6　金融事業者再就職者による依頼等の届出は、依頼等を受けた後遅滞なく、氏名等を記載した書面を理事長に提出して行うものとすることとした。（第七条関係）

7　再就職の届出をしようとする者は、氏名等を記載した書面を理事長に提出しなければならないものとすることとした。（第八条関係）

8　年金積立金管理運用独立行政法人が行うデリバティブ取引については、金融商品取引法第二八条第八項第三号ロ、第四号ロ及び第五号（同項第三号ロに掲げる取引に類似する取引に係るものに限る。）に掲げる取引のうち、同法第二条第八項第一一号イに規定する有価証券指標（株式に係るものに限る。）に係るものとすることとした。（第一五条関係）

9　この政令は、平成二九年一〇月一日から施行することとした。

政　令

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令

御　名　御　璽

平成二十九年九月二十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百四十八号

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）の一部の施行に伴い、並びに年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第九条第一項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十二条並びに年金積立金管理運用独立行政法人法第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第五項、第十七条の四並びに第二十一条第一項第八号及び第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七条第三項」を「第九条第一項」に、「準用される」を「適用する」に改め、「独立行政法人通則法（」の下に「第九条及び」を加える。

第十条を第十九条とし、第九条を第十八条とし、第八条を第十七条とする。

第七条中「第二条」を「第十条」に改め、同条を第十六条とする。

第六条の見出しを「（通貨オプション）」に改め、同条中「第二十一条第一項第七号」を「第二十一条第一項第八号」に、「取引は、」を「権利は、当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもって表示される支払手段の売買取引を成立させることができる権利（」に、「同項第一号」を「同項第三号」に、「同条第二十一項第一号」を「同条第二十一項第三号」に、「とする」を「に係る権利を除く。）とする」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（デリバティブ取引）

第十五条　法第二十一条第一項第九号の政令で定めるデリバティブ取引は、金融商品取引法第二十八条第八項第三号ロ、第四号ロ及び第五号（同項第三号ロに掲げる取引に類似する取引に係るものに限る。）に掲げる取引のうち、同法第二条第八項第十一号イに規定する有価証券指標（株式に係るものに限る。）に係るものとする。

第五条を第十三条とし、第四条を第十二条とする。

第三条中「年金積立金管理運用独立行政法人（以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第十一条とする。

第二条第一項第四号中「第五条第一号」を「第十三条第一号」に改め、同条を第十条とし、第一条の次に次の八条を加える。

（子法人）

第二条　法第十五条第一項の政令で定めるものは、一の金融事業者（法第九条第二項第一号に規定する金融事業者をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。以下この条において同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の金融事業者及びその子法人又は一の金融事業者の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該金融事業者の子法人とみなす。

（利害関係金融事業者）

第三条　法第十六条第一項の金融事業者のうち管理運用法人役職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものは、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）と売買その他の契約（法第十八条第一号に掲げる業務に係る契約に限る。以下この条において「契約」という。）を締結している金融事業者（管理運用法人役職員（法第十五条第一項に規定する管理運用法人役職員をいう。次条において同じ。）が締結に携わった契約及び履行に携わっている契約の総額が二千万円未満である場合における当該金融事業者を除く。）、契約の申込みをしている金融事業者及び契約の申込みをしようとしていることが明らかである金融事業者とする。